

平成31年4月24日

福知山市長 大橋 一夫 様

福知山市環境審議会  
会 長 入海 健一



福知山市埋立処分場の延命化について（答申）

平成31年1月11日付 生環発 第575号をもって諮問のあった「福知山市一般廃棄物処理基本計画 埋立処分場延命化実施計画（案）」について、概ね妥当であるものと認め、審議経過を踏まえて、所要の修正を施し、かつ、下記の意見を附言して答申します。

記

- 1 計画を実施することで産業廃棄物の不法投棄が増加する懸念があるため、関係機関と協力のうえ、不法投棄防止パトロールの強化や監視カメラの設置等による未然防止措置を講じること。
- 2 計画を推進していく過程において、随時、対策の実施効果について検証を行い、対策の実施時期について再検討を行なう必要がある。
- 3 産業廃棄物処理手数料について、長年見直しを行なわなかったことにより、市況や処理原価と隔たりが生じたことを鑑み、今後は、近隣の市・業者の手数料の状況や、処理原価との間に乖離が生じないように、必要に応じて検証・改定することが必要である。
- 4 事業活動に伴って生じた廃棄物の処理方法について、行政として周知が不足していたものと推察する。計画を推進していく過程においては、廃棄物の区分を明確に提示し、廃棄物処理法に規定する排出事業者責任の原則を理解

してもらい、その上で、産業廃棄物処理手数料の改定や受け入れ停止について理解を得られるように適切な周知期間を確保するとともに、十分な説明を行うように努めること。

5 平成9年の産業廃棄物処理手数料の改定時において、駆け込み需要が発生したことから、今回の計画実施の際にも、同様のことが想定される。駆け込み需要により、埋立処分場の延命化に影響が出ないように、対策に努めること。

6 手数料区分の判断基準や受入れる産業廃棄物の審査や受入基準など、事業者に不公平感が生じないように基準を明確にし、運営を行なうこと。